

あさぎり町公告第9号

あさぎり町の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及びあさぎり町契約規則（平成15年あさぎり町規則第44号）第7条の規定に基づき公告する。

令和8年4月16日

あさぎり町長 北口 俊朗

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業務委託名 | 令和8年度 あさぎり町公共施設劣化状況調査業務委託 |
| 業務委託番号 | 一第2号 |
| (2) 業務委託の場所 | 球磨郡あさぎり町全域 |
| (3) 業務内容 | あさぎり町の公共建築物及び建築設備について、今後計画的に修繕を実施するために、現在の劣化度を調査し、これに基づく修繕計画を策定する。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日 ～ 令和8年10月30日 |
| (5) 予定価格 | 6,916,800円（消費税を含んだ額） |

2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199

あさぎり町 財政課（本庁舎2階）

電話：0966-45-7228 FAX:0966-45-3667

メールアドレス：kanzai-soumu@town.asagiri.lg.jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本町から指名停止措置を受けていない者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任

社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人（以下、この条例において「役員等」という。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(5) 過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度までの間）に地方公共団体における公共施設等総合管理計画、公共施設再配置（再編）計画の策定に関する業務を直接受託した実績があるもの。

(6) 管理技術者及び照査技術者については、高度な専門知識が必要との観点から次の資格のいずれかを有するものとする。

- ① 技術士（都市計画及び地方計画）
- ② R C C M（都市計画及び地方計画）
- ③ 一級建築士

また建物調査の実施に当たり、建築基準法 12 条点検（建築物）の点検資格を持つ技術者を 1 名以上配置するものとし、次のいずれかの資格を有するものとする。

- ④ 一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員（法定講習終了者）

(7) スtockマネジメントの観点から、品質の管理における ISO9001 品質マネジメントシステム及び I S M S 認証取得証明書又はプライバシーマークを公告日時点において認証及び登録を受けているものであること。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）及び添付資料」（以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X 又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和 8 年 4 月 17 日（金）から令和 8 年 4 月 24 日（金）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本町が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、入札参加資格の確認結果についての希望する通知方法（①入札等担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は 5 項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は 11 項に記載のとおり。）を記載すること。

なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札等担当課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和8年4月30日（木）から令和8年5月1日（金）までの間に、入札等担当課で受け取ること。（21項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年4月30日（木）までに発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本町に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年5月8日（金）午後5時00分まで（提出先に必着）
（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本町の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る仕様書及び業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり配布する。

(1) 配布方法

町ホームページからダウンロード（<https://www.town.asagiri.lg.jp/>）

(2) 提供期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月14日（木）まで

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年4月30日（木）午後5時00まで（提出先に必着）（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本町が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年5月8日（金）から町ホームページにて公開する。
（質疑がなかった場合はその旨表示する。）

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月15日（金）午後1時30分

(2) 場所 あさぎり町役場本庁舎2階大会議室（西側）（あさぎり町免田東1199番地）

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に入札等担当課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに入札等担当課へ郵送等（書留郵便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和8年5月7日（木）から令和8年5月14日（木）まで
（21項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）

ウ その他 別添「郵送による入札書の提出について」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで（送付先に必着）

いかなる理由であっても受領期限に遅れた場合は、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）

ウ その他 別添「郵送による入札書の提出について」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別添「郵送による入札書の提出について」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 入札は総額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、1 回とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本町職員が引くものとする。
- (4) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。
- (5) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「あさぎり町工事等入札心得」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。
- (6) 本件入札は、競争入札に付して一者入札の場合においても、応札者を落札者とし契約を締結するものとする。ただし、入札額が予定価格を超過の場合を除く。

14 最低制限価格の設定

無し

15 入札の無効

あさぎり町契約規則第 22 条第 1 項の各号及びあさぎり町工事等入札心得第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

16 入札保証金

免除

17 契約保証金

あさぎり町契約規則による。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

なし

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内にあさぎり町の休日を定める条例（平成 15 年あさぎり町条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する町の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）